

常滑市地域公共交通協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常滑市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、常滑市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会議の報酬)

第2条 協議会の会議に出席した委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）別表に定める、その他委員会審議会の委員等に支払う額とする。ただし、要綱の規定により、会議が書面開催となった場合は、決議に参加した委員に限り、これを支払うものとする。

- 2 委員の代理の者が出席した場合、前項の報酬は代理で出席した者に支払うものとする。
- 3 座長には、第1項の委員の報酬とは別に日額 5,000 円を支払うものとする。
- 4 前3項に定める報酬は、国、県、市、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。
- 5 要綱の規定により、委員及びオブザーバー以外の者に出席を依頼した場合は、第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

(学識者の報酬)

第3条 協議会の運営のため、要綱の定める学識者として委嘱された委員に対し、事務局から相談、助言、打合せ（以下「相談等」という。ただし、面会をしないで行う軽易な報告等を除く。）を行った場合は、当該学識者に対し報酬として日額 10,000 円を支払うものとする。

- 2 前項の相談等は、インターネットを用いたウェブ会議の方法による場合も含むこととする。

(費用弁償)

第4条 委員が、協議会の職務（会議への参加を除く）を行うために出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により委員に支給する額は、条例別表に定める、その他委員会審議会の委員等に支払う額とする。
- 4 第1項の旅費は、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、2022年6月23日から施行し、規定は2022年4月28日から適用する。